

2020年3月31日
日 本 銀 行

「指数連動型上場投資信託受益権の貸付けにかかる担保金の金額」
の制定について

日本銀行では、「指数連動型上場投資信託受益権の貸付けにかかる担保金の金額」を別紙のとおり制定し、2020年4月1日から実施することとしましたので、お知らせします。

本件は、「指数連動型上場投資信託受益権の貸付けに関する特則」（令和元年12月19日付政委第66号別紙1.）の実施にあたり金融市場の情勢等を踏まえて行った検証の結果に基づき、本行資産の健全性および市場参加者の担保利用の効率性を確保する観点から、貸付対象先から、予め、受託者に信託財産として差し入れさせる担保金の金額を算出するための掛目を定めるものです。

以 上

<本件照会先>
金 融 市 場 局 市 場 調 節 課 (03-3277-0055)

「指数連動型上場投資信託受益権の貸付けにかかる担保金の金額」

本行が「指数連動型上場投資信託受益権の貸付けに関する特則」（令和元年12月19日付政委第66号別紙1.）に基づき行う指数連動型上場投資信託受益権の貸付けについて、貸付対象先から、予め、受託者に信託財産として差し入れさせる担保金の金額は、貸し付ける指数連動型上場投資信託受益権の時価に108%を乗じて得た金額とする。

（附則）

本規程は、「「指数連動型上場投資信託受益権の貸付けに関する特則」の制定等に関する件」（令和元年12月19日付政委第66号）記書き1. による「指数連動型上場投資信託受益権の貸付けに関する特則」の制定の実施日から実施する。